8の3　MIDSJÖBANKARNA及びSOUTH HOBURGS BANK分離通航方式

分離帯	通航路
1　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面 イ　北緯55度56・16分東経17度32・41分の地点 ロ　北緯55度57・45分東経17度41・68分の地点 ハ　北緯55度56・68分東経17度42・13分の地点 ニ　北緯55度55・38分東経17度32・71分の地点	ホからヲまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とヲに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面（分離帯を除く。） ホ　北緯55度59・07分東経17度31・27分の地点 ヘ　北緯56度０・３分東経17度40・04分の地点 ト　左欄のロに掲げる地点 チ　左欄のハに掲げる地点 リ　北緯55度53・85分東経17度43・75分の地点 ヌ　北緯55度52・47分東経17度33・85分の地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　左欄のイに掲げる地点
2　イからヘまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とヘに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面 イ　北緯56度17・57分東経18度39・09分の地点 ロ　北緯56度20・23分東経18度46・82分の地点 ハ　北緯56度24・58分東経18度51・02分の地点 ニ　北緯56度24・２分東経18度52・31分の地点 ホ　北緯56度19・64分東経18度47・81分の地点 ヘ　北緯56度16・89分東経18度39・88分の地点	トからタまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びトに掲げる地点とタに掲げる地点とを結んだ線によつて囲まれた海面（分離帯を除く。） ト　北緯56度20・23分東経18度36・02分の地点 チ　北緯56度22・64分東経18度42・82分の地点 リ　北緯56度26・04分東経18度46・14分の地点 ヌ　左欄のハに掲げる地点 ル　左欄のニに掲げる地点 ヲ　北緯56度22・74分東経18度57・19分の地点 ワ　北緯56度17・23分東経18度51・８分の地点 カ　北緯56度14・21分東経18度42・96分の地点 ヨ　左欄のヘに掲げる地点 タ　左欄のイに掲げる地点

○関東地方整備局告示第四百二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十日

路線名	供用開始の区間
二十号	大月市大月町大月字林宝山四四一番一から同市大月町大月字林宝山四五五番一まで

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十日

○北陸地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号及び三百六十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
富山市猪谷字細廻一二六三番一から同市猪谷字細廻一三一〇番一まで	前	一三・三〇～一五・〇〇メートル	〇・〇一七キロメートル
	後	一六・四〇～二六・八〇メートル	〇・〇一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
塩尻市大字奈良井字大渡一三五〇番一から同市奈良井字ケヤ一三六〇番一まで	前	一三・〇〇～四七・九六メートル	〇・一九一キロメートル
	後	一五・八九～四七・九六メートル	〇・一九一キロメートル
長野県木曽郡南木曽町読書三六七一番二から同町読書三六八〇番二〇まで	前	二一・二一～二二・七〇メートル	〇・〇二五キロメートル
	後	二二・七〇～二五・六八メートル	〇・〇二五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間
四十二号	三重県北牟婁郡紀北町海山区上里字鳥鼻九七〇番一から同町海山区上里字鳥鼻九七三番一まで

図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三重県北牟婁郡紀北町海山区上里字鳥鼻九七〇番一から同町海山区上里字鳥鼻九七三番一まで	前	二〇・〇〇～三七・〇〇メートル	〇・〇一七キロメートル
	後	二〇・〇〇～四七・〇〇メートル	〇・〇一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市港区宝神五丁目九〇一番から同市港区宝神町字屋敷六九六番まで	前	二七・二〇～三七・一〇メートル	〇・一〇〇キロメートル
	後	二七・二〇～六八・三〇メートル	〇・一〇〇キロメートル
名古屋市南区元塩町二丁目一三番三から同市南区元塩町一丁目五番一一まで	前	三六・八〇～四六・五〇メートル	〇・一六七キロメートル
	後	三八・六〇～四八・四〇メートル	〇・一六七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所